

# 公社等外郭団体の改革(実施計画)

## 平成15年度対象団体

(財)グリーンピア土佐横浪  
(財)エコサイクル高知  
(財)高知県農業公社  
(社)高知県種苗センター  
(財)高知県競馬施設公社  
(社)高知県森林整備公社  
(財)高知県内水面種苗センター  
(社)高知県建設技術公社  
高知県土地開発公社  
高知県道路公社  
高知県住宅供給公社

平成16年10月

公社等改革推進会議

## 公社等外郭団体の改革(実施計画)

公社等外郭団体（以下「公社」という。）を取りまく環境の変化を踏まえ、平成15年度に公社等改革推進会議として以下のとおり、改革の基本的な方向を決定した11公社について、今後、5年程度の取組み内容、スケジュール等に関する実施計画をとりまとめました。

今後、この実施計画に沿って、県、公社とも積極的に取り組んでいきます。

### 個 別 事 項

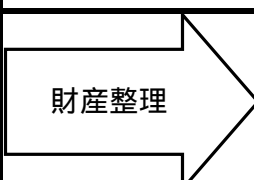
#### < 基本的な方向 一覧 >

団 体 名	基 本 的 な 方 向
(財)グリーンピア土佐横浪	廃止
(財)エコサイクル高知	存続(健全な経営を確保する)
(財)高知県農業公社	農業会議との事務局の一元化と廃止も視野に入れた事業の受け皿の育成
(社)高知県種苗センター	県の関与の縮小
(財)高知県競馬施設公社	廃止(建設債務の償還後)
(社)高知県森林整備公社	当面存続(経営改善等に取り組む)
(財)高知県内水面種苗センター	廃止(3年を目途に施設移管に伴う課題解決に取り組み後)
(社)高知県建設技術公社	当面、団体への県の関与の縮小
地方三公社	平成16年度に三公社のワンフロア化、役員の兼職化により実質的に統合する。
高知県土地開発公社	廃止(5年を目途に長期保有地の処分等に取り組み後)
高知県道路公社	廃止(建設債務の償還後)
高知県住宅供給公社	廃止(既分譲事業等の終了後)

## (財)グリーンピア土佐横浪

基本的な方向	内 容
廃止	<p>大規模年金保養基地については、平成13年12月19日付で「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、出来るだけ早期に廃止する。」という閣議決定がなされた。</p> <p>グリーンピア土佐横浪についても早期廃止の方向が示されており、平成15年度末には年金資金運用基金との委託契約が終了することから、財団は事業目的を失うため、解散する。</p>

### 【実施計画】

	平成16年度		
	6月		
1. 廃止手続き	<p>25 (財団 破産申立議決)</p> <p>28 (高知地裁 破産申立)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">破産宣告</p>	<p>財産整理</p> 	<p>第1回 債権者集会</p> <p style="text-align: right;">破産終結 財団消滅</p> <p style="text-align: center;">債権に対する配当</p>

### 【補 足】

- 1-1 平成15年度末でグリーンピア土佐横浪の運営を停止。平成16年6月末で年金資金運用基金との清算管理契約が終了したことから、財団は事業目的を終了。
- 2 財団は自己破産の申立を行い、6月28日に高知地裁から破産宣告の決定があった。現在は破産管財人により財産整理が進められている。
- 3 債権者集会開催後、債権に対する配当を行い、破産終結決定に至る予定。
- 4 上記実施計画は、現状について記載したものであり、債権者集会以降のスケジュールは破産管財人による財産整理の進捗状況による。

## (財)エコサイクル高知

基本的な方向	内 容
存続(健全な経営を確保する)	産業廃棄物処理施設の設置の賛否を問う高岡郡日高村の住民投票(平成15年10月26日)の結果を受けて、平成20年度稼働に向けて事業を進めることとなった。 このため、今後、財団は、自主性、自立性の高い運営を基本として、建設費の負担割合について各出捐団体と十分協議、調整するとともに、運営手法等を検討し、施設稼働後の健全な経営を確保する。

### 【実施計画】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 実施設計	→ 本体施設設計・残土処分場				
2. 生活環境影響調査		→			
3. 都市計画決定		→			
4. 用地測量等		→			
5. 用地交渉等			→		
6. 出捐団体との資金協議	→				
7. 地域振興策	→ 計画策定・調整		→ 実 施		
8. 補助金手続き	→ 環境省協議				
9. 建設工事			→		
10. 運営手法等	→ 運営手法等の検討				

### 【補 足】

- 4 用地測量、竹木調査、補償費鑑定、物件調査
- 5 用地交渉等(用地買収、物件補償)
- 7 地域振興策は、工事着工後10年間で実施(エコ跡地利用を除く)
- 9 平成21年度以降にずれ込む見込み
- 10 用地買収の見通しがたった段階で、財団の運営体制を整備する。

平成16年6月下旬に建設予定地の周辺でオオタカの営巣が確認され、今後の調査内容によっては不透明な部分もあるが、現在の想定スケジュールを示している。

(財)高知県農業公社

基本的な方向	内 容
農業会議との事務局の一元化と廃止も視野に入れた事業の受け皿の育成	<p>財団の経営状況としては、累積赤字は徐々に縮小しているが、人件費は県の補助を必要としている状況であり、また、公社の担っている業務の内容、実績等を考えると独立した団体として存続させることが効率的とはいえない。</p> <p>これまで、類似の事業を行っている団体との統合を検討してきたが、法制度上の制約が解消されず、実現に至っていない。今後は、当面、類似の事業を行っている農業会議との事務局の一元化等を図り、組織のスリム化、業務の効率化、累積赤字の縮小に取り組む。</p> <p>また、県民ニーズを踏まえながら、将来的に財団を解散することも視野に入れて、農地保有合理化事業や新規就農者対策など公社業務の受け皿となる団体の支援育成に取り組む。</p>

【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	農地保有合理化事業と新規就農者支援に全力をあげての取り組み					→
	事業評価の実施					→
	新規事業への取り組み					→
	課題別グループの設置					→
	組織のスリム化の取り組み			→	→	→
2. 経営改善計画	職員の給与体系の検討			→	→	→
	未償還金や未収金の回収					→
	農地保有合理化事業、新規就農者対策など公社業務の受け皿となる団体育成への取り組み					→

なお、この計画に関わらず、改善すべき点については、随時改善を行うこととし、業務の効率化に取り組むとともに財政収支の健全化に向けて努力をする。

【補 足】

1 事業運営改善計画

農地保有合理化事業（新規就農者遊休ハウス活用事業）や新規就農者支援ネットワーク業務について、農業会議とともに事業評価を実施し、当該業務の目的を明確にしたうえで、両団体の業務連携の緊密化や、事業成果の向上に努める。

公社の実施する農地保有合理化事業の介入率（農地保有合理化事業による農用地の売買の県内自作地有償所有権移転の総数に占める割合）を1.3%（H14年度実績による）から6.5%（H10～H14までの介入率平均値）以上に高める。

情報収集、PRを徹底する。

本県を取り巻く農政課題（異業種の農業分野参入の促進策や、園芸振興のための農地の利用集積対策等）について、新たな事業を提案のうえ、公社・会議の機能を活かした事業展開を行う。

公社・農業会議の共通課題に連携して取り組む横断的なグループを設置し、業務の効率化に努める。

（農地流動化推進、経営体・新規就農対策、総務・庶務の3グループ）

また、法制度の改正（規制緩和）について、引き続き国への働きかけを行う。

2 経営改善計画

農業会議と協議のうえ、事務局の共同化を一層推進するほか、退職者の後任には正職員を新規採用せず（平成18年度末、正職員1名減）、非常勤職員の配置を検討する。

なお、平成19年度以降には、新たな体制で事務事業の見直しを図り、さらに組織のスリム化や経費の節減に取り組む。また、平成16年度以降も、平成15年度以上の事業収益が確保できるよう、事業を推進し、累積赤字の縮小に取り組む。

農業会議との事務局共同化を推進していく中で、県職員に準じた給与体系から、公益法人としての役割を果たすことのできる公社独自の給与体系に移行するための基本的な方向を平成18年度末までに検討し、平成19年度以降に実施に向けた制度改正の検討・調整を図る。

就農支援資金の未償還金や土地付きレンタルハウス事業、園芸ハウス団地建設（リースハウス）事業の未収金の回収について適切に対応する。

受け皿となり得る農協等の団体に対し、事業への取り組みについて、助言、指導等を行う。

**(社)高知県種苗センター**

基本的な方向	内 容
県の関与の縮小	平成11年度に事業・経営改善計画を策定して経営改善を図ってきており、累積赤字は徐々に縮小している。経営面に県が関与する必要性は薄いことから、県の関与を可能な限り縮小していく。 ただし、県が開発した品種の原々種、原種の機密保持の観点からの関与は引き続き行っていく。

**【実施計画】**

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 事業運営改善計画	野菜等、種子の増殖と育成、供給					→
	ウイルスフリー苗の育成供給					→
	野菜苗の育成・供給					→
2. 経営改善計画	施設整備					→
	収支・財務の健全化					→ 累積赤字の完全解消

**【補 足】**

**1 事業運営改善計画**

県が育成開発する新品種は、県益を保護するため原々種の提供を受け増殖を継続して行う。  
F1の採種技術の確立と事業の拡充を行いながら、経営改善のため生産等を関係者と協議し対策を講じる。  
品質を向上し生産性を高めるウイルスフリー苗については、県から苗の提供を受け増殖を行う。  
農家の労力削減や苗価格の適正化、苗育成中の天災や病害などの危険回避などのため、育成苗事業を継続する。  
農薬等の適正使用を行なうとともに栽培管理を記録し、作業管理を強化する。  
育成供給の期間と育成量については、夏秋期を抑制しその他の時期の増大に取組み、周年安定生産体制を確立していく。  
施設機能を有効利用するプラグ苗の普及拡大による、効率生産に取り組む。

**2 経営改善計画**

施設機材は現状を有効利用し老朽化が激しい施設機材を優先し必要最小限の改善を計画的に行う。  
事業経費は仕入れや使用方法の合理化に努め、管理費は作業形態の効率化に取り組む。  
事業収益は平成15年度の規模を維持に努め、県園芸連からの出向職員や事務支援を得た運営を行う。  
第二次中期事業・経営五ヶ年計画(平成16年度～平成20年度)により、県からの財政的な支援を受けることなく可能な限り早期の赤字解消に努め、自立した経営を図る。

**(財)高知県競馬施設公社**

基本的な方向	内 容
廃止(建設債務の償還後)	財団は、県競馬対策室内にある事務局において、競馬場建設債務の償還事務を行っているのみであり、債務処理が終了した時点で解散する。解散後の施設管理の方法については事前に十分検討しておく。

【実施計画】

	平成16年度	. . . . .	平成36年度
1. 建物施設建設資金借入金償還			→
2. 廃止後の施設管理方法検討	-----	-----	----->

【補足】

1 建物施設建設資金借入金償還

平成36年度完済を目途に、借入金償還計画に基づき、県市の補助金を財源として、借入先の四国銀行及び高知県信用漁業協同組合連合会へ毎年償還する。平成15年度末借入残高は、3,918,441千円。

2 廃止後の施設管理方法検討

公社廃止後に建物施設の大規模修繕等を含む維持管理をどこがどのように行うのかを順次検討する。

(社)高知県森林整備公社

基本的な方向	内 容
当面存続(経営改善等に取り組む)	<p>新たな事業には着手しないが、これまでの分収林契約があるため、当面、解散は困難であり、平成15年5月策定の経営改善実行計画に沿った経営改善に取り組む。その実効性を担保するため、団地ごとに資源情報を整理し、最善の処分方法を選択する。また、今後伐期を迎えるにあたって、民間の優れた経営感覚を導入することとする。</p> <p>さらに、公庫資金の繰上償還や低利資金制度の創設について、他県と連携して国や農林漁業金融公庫に対して要望していく。</p>

【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1. 増収対策	資源情報の簡便で的確な把握				→
	市況情報の把握と分析				→
	伐期の平準化				→
	多様な販売方法の検討				→
	インターネット市場への参加				→
	森林の売却				→
	収入間伐の推進				→
	副産物の活用				→
	有効な基盤整備の推進				→
	共同施業の推進				→
2. 金利対策	有利子資金借り入れの抑制				→
	有利な制度融資の活用				→
	不成績林や売却不能林の早期処分				→
3. 一般管理費対策	事務の簡素化・合理化				→
	独自の賃金体系の導入				→
	業務の外注				→
	契約相手との意思疎通の円滑化				→
	簡便な立木処分方法の検討				→
	不成績林や売却不能林の早期処分				→
4. 森林経営費対策	単価・歩掛の適正化				→
5. 推進体制	成果配分を考慮した業績評価システムの導入				→
	決裁権限の見直し				→
	販売へ向けた体制の整備				→
	職員の技術レベルの向上				→
	経営改善の継続				→
	国や農林漁業金融公庫に対しての要望				→



【補足】

1 2 3 5 増収対策の 、金利対策の 、一般管理費対策の 及び推進体制の については、平成16年4月から採用の民間技術顧問を活用し、現有資産の正確な把握及び取扱方針の取りまとめや販売体制の整備に向けた助言等により経営改善に取り組む。

- 1 伐期が到来する団地において、立木の販売価格を算定するために必要な現地調査を、より効果的に行う方法を検討する。  
県内外の丸太・製品等の市況状況の情報を収集し、データ整備、分析ノウハウの蓄積を図る。  
地域・年度に集中しないよう年間伐採量を平準化する。  
投資額回収の可能性のない団地や公益性の高い団地を売却の対象として、森林が適正に管理されることを前提に、土地所有者と連携し土地を組み合わせた森林の売却に努める。  
齢級、生育状況、地理的条件等を考慮し、一定収益の得られる箇所を積極的に収入間伐を実施する。  
間伐、主伐時に得られる枝条、元株等の収入の可能性を検討する。  
公社営林の路網開設判定基準の明確化、公社路網整備計画の作成等を行う。  
効率的な素材生産を行うため、公社営林と隣接する森林について情報を収集・提供して共同施業を進める。
- 2 緊急地域雇用対策事業、緑の雇用担い手対策事業等公社の負担の少ない事業の活用  
森林整備活性化資金、施業転換資金の活用
- 3 実績を反映した成果給の採用など、独自の賃金体系の導入を検討する。  
分収林契約延長に係る地上権延長登記の司法書士への委託等を行う。  
分収契約締結後、契約者の異動も多く、契約変更・解約に多大な事務を要するため、契約者の現況把握を行う。
- 4 国・県の単価・歩掛に準じた設計・根拠の明確化等に努める。
- 5 県として、政策提案会や中央要望の場を通じ、森林県連合など他県と協力して国や農林漁業金融公庫に働きかけを行う。

(財)高知県内水面種苗センター

基本的な方向	内 容
廃止(3年を目途に施設移管に伴う課題解決に取り組み後)	財団は、内水面関係種苗生産施設を所有しているが、高知県内水面漁業協同組合連合会に有償貸付し、種苗生産業務は同連合会が行っているという実態にあり、独立した団体として存続させる意義は乏しい。 そのため、3年を目途に施設の移管に伴う諸費用の取扱いなどの課題を解決したうえで、財団を解散する。

【実施計画】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1. 全国状況調査	→		
2. 基本財産の移譲手続き検討	→		
3. 施設整備	大規模修繕箇所調査等	対応	
4. 関係機関と協議	内水面漁連等への方針説明	水産庁事前協議	水産庁承認申請 承認
5. 廃止手続き			[ 解散決議・清算 ] 施設・財産の移譲

【補 足】

- 1 全国状況調査
  - 全国の同様の組織施設の状況・今後の運営方針等の参考事例調査
- 3 施設整備
  - 今後の現施設の維持管理及び新規施設(モクスガニ生産施設)設置等の負担のあり方のルールづくりの検討と基本方向の策定
- 5 廃止手続き
  - (16年度)財団理事会、評議員会への基本方向の説明
  - (16～17年度)出損団体への説明
  - (17～18年度)理事会・評議員会での解散決議、清算後の残余財産の寄付先の決議
    - 出損団体への解散通知
    - 清算人の選任
    - 解散・清算人の登記と監督官庁への届出
    - 清算と監督官庁への届出

(社)高知県建設技術公社

基本的な方向	内 容
<p>当面、団体への県の関与の縮小</p>	<p>これまでの改革において、民間と競合する業務からの撤退、公益事業を中心とした業務形態への転換を図ってきたが、現在の公社の業務は県からの委託業務が中心となっている。今後は、官民の役割分担の見直しを行う中で、公社でなければならない業務を明確にし、今後の団体の進むべき方向を改めて検討しなければならない時期にきている。</p> <p>そのため、当面は、技術力の弱い市町村の設計積算、施工管理の支援等に移行させながら、県の関与を縮小し、会員及び役職員についても民間人や市町村の関係者等を中心とした体制に変え、3年を目途に主体的な検討及び判断を行う。</p>

【実施計画】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
1. 公社業務の明確化と今後の方向の検討	公社改革検討会（公社内）の設置			→
	事業の見直し	→		
	市町村訪問アンケート調査		→	
	(新)建設技術公社構想の策定			→ 新しい公社の方向付け
2. 県関与の縮小	県受託事業の明確化	受託事業の整理		
		実施時期の検討		
	市町村の設計積算、施工管理支援強化			→
	市町村受託事業の年次別見込額の設定	→		
	県受託事業の縮小が公社運営に与える影響・対応策			→ 中期的収支見通し(5ヶ年)策定
			→ 人件費(職員定数を含む)、管理経費の見直し	
県派遣職員の年次別縮小計画策定			(段階的実施)	
役職員への民間人や市町村関係者等を中心とした体制			→ 中期事業に応じた役員体制検討	
	市町村会員年次別加入目標設定	→		
				→ 市町村会員の勧誘、PR活動
	監査への公認会計士、税理士等の導入		→ (導入)	

【補 足】

- 1 公社業務の明確化と今後の方向の検討
  - 公社職員ワーキンググループによる改革項目の検討
  - 公社でなければならない業務、NPO・民間等他機関でもできる業務、廃止する業務の検討
  - 市町村等の移行に基づく新しい公社像の方向付け（県のアウトソーシング事業を見据えた受け皿検討）
- 2 県関与の縮小
  - 市町村受託事業の年次別見込額の設定(5ヶ年程度)

地方三公社(高知県土地開発公社、高知県道路公社、高知県住宅供給公社)

	基本的な方向	内 容
(1) 三公社の一体化	平成16年度に三公社のワンフロア化、役員の兼職化により実質的に統合する。	三公社の廃止を見据え、平成16年度に事務所をワンフロア化し、理事長以下役員を兼務させ、三公社を実質的に統合し、組織体制のスリム化、業務の効率化を図る。 また、各公社廃止後の管理的業務を引き継ぐことも考慮し、三公社を統合する団体の設置に向けて取り組む。
(2) 高知県土地開発公社	廃止(5年を目途に長期保有地の処分等に取り組み後)	公共事業の減少や地価の下落などにより、公共用地の先行取得業務の需要は減少してきており、公社の使命、役割は小さくなっている。 今後、代替地の取得は行わず、国直轄事業、高速道路用地等に係る先行取得業務を主体として経営を確保しつつ、長期保有地の処分に取り組み、概ね5年を目途に廃止する方向で取り組んでいく。
(3) 高知県道路公社	廃止(建設債務の償還後)	公社は、現在は有料道路の維持管理、建設債務の償還事務のみを行っている。 今後は、新たな有料道路の建設は実施せず、高知桂浜道路に係る元利償還金の償還後に廃止する。 今後さらに、交通量の増加対策等経営改善に向けて努力しながら、前倒しも含めた償還計画の見直しを検討していく。
(4) 高知県住宅供給公社	廃止(既分譲事業等の終了後)	住宅供給公社は、住宅の不足が著しい地域における住宅供給を目的に設立された特別法人であるが、民間でも住宅供給が十分実施可能な時代になっており、設立当初の役割は既に終了している。 今後は管理業務主体とし、新規事業は行わない。十市パークタウン、植田団地などの継続事業の早期分譲等に取り組み、事業終了後、公社としては廃止する。

【実施計画】

(1) 三公社の一体化

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 組織・体制	役員の兼職化 事務所のワンフロア化				
2. 業務の効率化	組織体制のスリム化、業務の効率化の推進				
3. 公社廃止後の業務への対応	業務の把握、対応策の協議・検討、対応				

【補 足】

- 平成16年度に、高知県土地開発公社、高知県道路公社、高知県住宅供給公社の理事長等の役員を兼職化し、さらに、三公社の事務所をトップワン四国内にワンフロア化する。

(2) 高知県土地開発公社

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 保有地処分	情報提供・売却			〔残団地の 処分方法検討〕	(残団地の処分)
2. 庁舎	在り方の検討・実施				
3. 受託事業の受け皿づくり	(関係機関協議、方針決定)				
4. 廃止後の業務の検討	検討				他団体等との協議
5. プロパー職員の処遇	検討・対応				

【補 足】

- 保有地処分については、「公社保有地処分検討会」で決定した基本方針に基づき処分を行う。
- 庁舎(中島町ビル)については、テナントの入居状況等を踏まえ、毎年度採算性の検討評価を行い対応する。
- 国直轄事業等の受託については、県の受託実施について関係機関と協議し方針を決定する。
- 他団体との協議とは、清算に向けた国の機関、業務廃止のための関係機関との事前調整。
- プロパー職員の処遇については、「公社等外郭団体の改革について」の基本方針に則り、他団体との人事交流や再就職の支援を行う。

(3) 高知県道路公社

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 建設債務の償還	経営改善に向けての取組(交通量対策、維持管理コスト低減)				
	(新たな交通量 需要予測の策定)	償還計画の検討			

【補足】

1. 高知桂浜道路の建設に伴う長期借入金の平成15年度末残高は、3,382,376千円。

(4) 高知県住宅供給公社

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1. 宅地分譲事業	販		売		
2. 減歩資産など	処分方針の検討		対応(市町村への譲渡など)		
3. 特定優良賃貸住宅	市町村への移管について調整		対応		
4. 県営住宅、市営住宅及び県職員住宅の管理(高優賃の管理)	指定管理者制度の検討		対応		
5. 公社施設 (横浜ショッピングセンター 十市ショッピングセンター トップワン四国 鏡川店舗)	処分方針の検討		対応		
6. プロパー職員の処遇	検討・対応				

【補 足】

1 横浜西町の崩壊墓地は、16年度中に関係者の意思を確認し、防災工事を実施するとなれば17、18年度の二カ年で対応する。

6 プロパー職員の処遇については、「公社等外郭団体の改革について」の基本方針に則り、他団体との人事交流や再就職の支援を行う。